

郊外契約型パークアンドライド駐車場に関する認定基準

要件事項	認 定 基 準
1 駐車場の位置	(1) パークアンドライド駐車場として整備し又は既に整備した土地の全部又は一部が名古屋市内に存すること。 (2) 駐車場の出入口が別表第1に掲げる公共交通機関の駅等の改札口等から歩行距離でおおむね500m以内に設置されていること。
2 駐車場の構造	(1) 令第6条の規定の適用を受ける場合にあっては、令第7条から第15条までの規定に適合すること。 (2) 前号の規定によらない場合にあっては、次の各号に掲げる構造及び設備を有すること。 ア 駐車場の出入口は、おおむね令第7条に規定する構造を有すること。 イ 車路は、おおむね令第8条の規定する構造を有すること。ただし、同条第3項第2号の規定は除く。 ウ 夜間において人の行動を視認できる程度の照度が確保されていること。 (3) 駐車用の供する部分は駐車台数1台につきおおむね幅2.3m以上、奥行5.0m以上であること。
3 駐車場の管理	(1) 駐車場利用者に対し、自動車保管場所としての証明を行わないこと。
4 契約する百貨店等	(1) 契約する百貨店等の所在地が都心部に存すること。